

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【会社名】 デジタルアーツ株式会社

【英訳名】 Digital Arts Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 道具 登志夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【電話番号】 03-5220-1670

【事務連絡者氏名】 IR室長 谷崎 文彦

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

【電話番号】 03-5220-1670

【事務連絡者氏名】 IR室長 谷崎 文彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円

配当総額 672,189,250円

剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、道具 登志夫、松本 卓也の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役として、上杉 昌隆、矢野 亜里紗の各氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の内容改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、現行の「20年間から30年間までの間で取締役会が定める期間」から「3年以上で取締役会が定める期間」に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	109,287	184	0	(注)1	可決 99.79
第2号議案 道具 登志夫 松本 卓也	106,742 108,759	2,720 710	7 0	(注)2	可決 97.46 可決 99.31
第3号議案 上杉 昌隆 矢野 亜里紗	70,227 109,184	39,238 287	0 0	(注)2	可決 64.12 可決 99.69
第4号議案	108,822	648	0	(注)1	可決 99.36

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。